

議第 8 号

岐阜都市計画区域区分の変更について（岐阜県決定）

令和 2 年 1 0 月 7 日提出

岐阜県都市計画審議会

会長 高木 朗義

都政第578号の3

岐阜県都市計画審議会

岐阜都市計画区域区分を次のように変更したいので、都市計画法第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により諮問します

令和2年9月18日

岐阜県

上記代表者 岐阜県知事 古田 肇

岐阜都市計画区域区分の変更（岐阜県決定）

岐阜都市計画区域区分を次のように変更する。

1. 市街化区域及び市街化調整区域の区分

「計画図表示のとおり」

2. 人口フレーム

年次		2020年 (基準年)	2030年 (基準年の10年後)
区分			
	都市計画区域内人口	509.4千人	480.4千人
	市街化区域内人口	470.7千人	444.4千人
	配分する人口	—	444.4千人
	保留する人口	—	—
	（特定保留）	—	—
	（一般保留）	—	—

理由

岐阜都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更に伴い、2030年を目標年次とする区域区分の変更を行うこととなった。本区域は、昭和46年3月31日に市街化区域と市街化調整区域との区分に関する都市計画を当初決定し、これ以降8回変更し現在に至っている。

今回の変更では、人口減少や都市経営の観点からコンパクトシティの考え方を取り入れ、市街化区域をいたずらに拡大することのないよう、想定された人口及び産業を適正に収容することを基本に、（都）岐阜北方線沿線の北方町曲路地内に、（都）東海環状自動車道からの交流需要に対応し、交流人口と地域住民の交流拠点及び路線の防災機能の拡充のための拠点整備ができるよう、市街化区域への編入により、良好な市街地の形成を進める。

なお、この拠点整備は、農地等の土地を町が買収し、町が造成、公民連携手法により広域交流施設や地域活性化施設、少子高齢化に対応した健康増進施設等のほかに、災害時には避難所等の防災機能を有した施設を計画している。

理 由 書

岐阜都市計画区域は、昭和46年3月31日に市街化区域と市街化調整区域との区分に関する都市計画を当初決定し、これ以降8回変更し現在に至っている。平成29年度に実施した都市計画基礎調査及び都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更に伴い、令和12年を目標年次とする区域区分の変更を行うこととなった。

本区域は、経済、産業、文化の都市機能が集積する岐阜県の中心都市として形成していると同時に名古屋への通勤圏としての立地条件を活かし、道路、公共交通等のインフラ整備を行ってきた。

東海環状西回りルートの大野神戸ICが開設されたことに伴い、本区域の西部に位置する北方町においては、ICに直結する（都）岐阜北方線の交通量の増加、他県からの交流人口の増加が見込まれ、（都）岐阜北方線沿道に交流人口に対する玄関口としての施設の設置が求められていることから、交流施設を整備する。

また、当地域においては、近年少子高齢化が著しく、また雇用の場を求めて若者の町外への移転も多いことから、町民が安心して生活ができるための健康増進施設、地域の産業の活性化のための施設を設けると同時に雇用の場の創出が求められている。

そのため、若者から高齢者まで誰もが健康に生活できるための健康増進施設として、スポーツ施設、入浴施設等を設置すると共に地域の活性化施設として地域で生産された農産物の直売所、飲食施設、地域産業体験施設等の設置等を行うことにより併せて雇用の場の創出を行う。

さらには、南海トラフ地震や直下型の地震等による災害時において、現在の避難場所として町内の小、中学校等が指定されているが、設備、規模共に十分な状況ではない。また、外部の交流者のための一時的な避難場所の確保、災害時の入浴施設、緊急物資、資材等の拠点施設、仮設テント等の設営スペースの確保等が必要であることから、大規模災害時の一時避難、防災拠点の確保として、大規模な駐車スペースの確保、災害時でも入浴できる入浴施設、公園、緑地スペース、備蓄品保管施設を併せて整備する計画である。

以上のことから、北方町内の（都）岐阜北方線沿線（曲路地区）に広域交流施設、地域活性化施設、少子高齢化に対応した健康増進施設を複合的に計画するとともに、同道路は県が指定する緊急輸送道路に位置付けられていることから、災害時には避難所等の防災機能を有した施設として整備ができるよう、市街化区域への編入を行う。

□位置の妥当性

本区域の西側に位置する北方町が、本区域の西側の玄関口としての機能を有するには最も適した町である理由として、東海環状西回りルートの大野神戸 IC が開設されたことに伴い、IC に直結する（都）岐阜北方線を利用する他県からの交流人口の増加が見込まれることが挙げられる。また、本区域を横断する（都）岐阜北方線では、本区域と西濃圏域とを結ぶ重要な幹線道路として、周辺の道路整備や公共交通等のインフラ整備も盛んに行われてきたことも一つの要因となる。

しかしながら、（都）岐阜北方線沿線である町内の市街化区域内には、整備可能なまとまった未利用地はなく、市街化区域に隣接する位置で計画をするものであり、北方町地域再生計画において「広域交流エリア」として位置付けられている。

また、本区域区分変更と同時に変更する岐阜都市計画区域マスタープランにおいても、交通の利便性を活かした沿道型商業地として位置づけられていることから位置は妥当である。

□規模の妥当性

広域交流施設や本地域で生産された野菜等を販売、調理したものを提供する地域活性化施設、子供から高齢者まで健康に生活をするための健康増進施設、災害時には避難所、物資の備蓄基地等としての機能も果たすオープンスペース（駐車場、公園、緑地スペース）を確保する計画であることから本規模（10.4ha）とする。

これら町が必要と考える施設を1箇所に複合的に整備することで、長期間に渡って活気ある拠点とする狙いであるため、規模は妥当である。

岐阜都市計画区域区分の変更（岐阜県決定）に関する補足説明

1. 区域区分の変更予定地区等

随時変更（市街化区域への編入） [1箇所]

地 区	面 積	理 由	備 考
北方町 曲路地区	10.4ha	地方公共団体による開発	<ul style="list-style-type: none"> ・市街化区域（近隣商業地域等）に隣接 ・農業振興地域内（農用地あり）

2. 区域区分の変更理由

- 1 地方公共団体（北方町）による開発が行われる地区
 - ・北方町により、広域交流施設や地域活性化施設、少子高齢化に対応した健康増進施設等のほか、災害時の避難所等の防災機能を有した施設を計画
- 2 隣接する既存市街化区域と一体的に市街化し、良好な市街地環境を確保

3. 区域区分の変更の経緯及び予定

令和元年9月～	関係機関との下協議等 下協議（中部地方整備局及び東海農政局） 環境協議・治水対策等協議
令和2年1月16日から 令和2年1月30日まで	素案の閲覧（公述の申出なく、公聴会の開催なし）
令和2年2月27日から 令和2年5月13日まで	関係機関との事前協議（国土交通大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、厚生労働大臣及び環境大臣）
令和2年7月13日から 令和2年7月27日まで	案の縦覧（意見書1件）
令和2年9月9日	岐阜市、瑞穂市、岐南町、笠松町及び北方町から案に対する回答
令和2年10月7日	岐阜県都市計画審議会への諮問
令和2年11月（予定）	都市計画決定

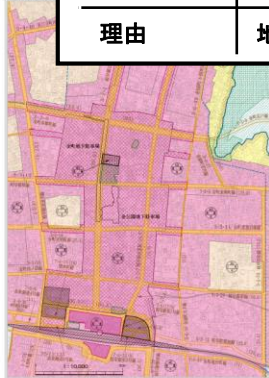


岐阜都市計画区域 行政区域 都市計画区域 市街化区域 市街化調整区域

岐阜都市計画区域区分の変更 (岐阜県決定)

箇所番号	1
地区名	北方町 曲路地区
面積	10.4ha
変更種別	編入
理由	地方公共団体による開発

拡大図①



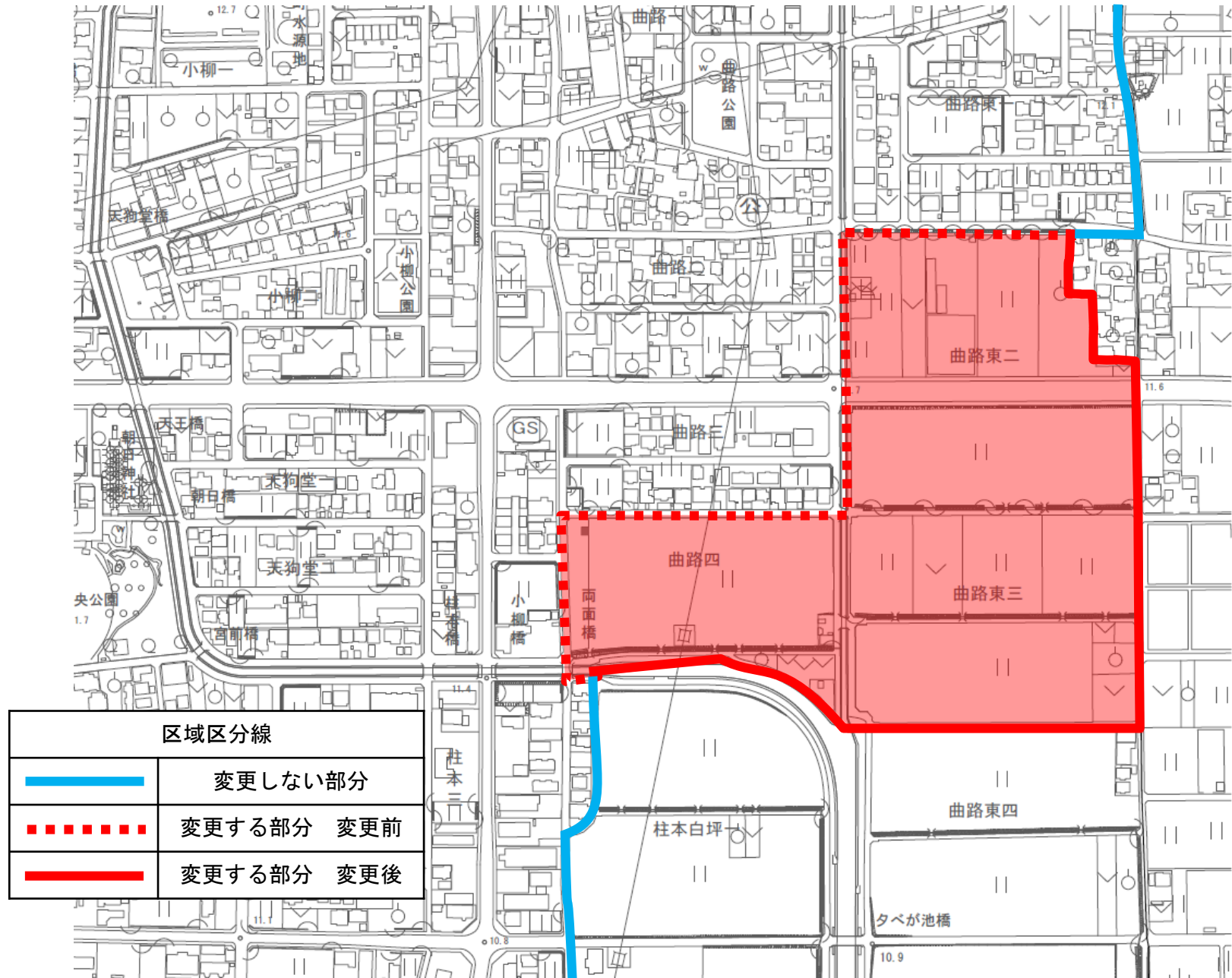
拡大図②



凡例

	市街化区域
	第1種低層住居専用地域
	第2種低層住居専用地域
	第1種中高層住居専用地域
	第2種中高層住居専用地域
	第1種住居地域
	第2種住居地域
	準住居地域
	近隣商業地域
	商業地域
	準工業地域
	工業地域
	工業専用地域

岐阜市の準工業地域全域については大規模集客施設立地規制地区が指定されています。



岐阜都市計画 区域区分の変更 (岐阜県決定)

箇所番号	1
地区名	北方町 曲路地区
面積	10.4 ha
変更種別	編入
理由	地方公共団体による 開発